



# 果樹共済で 経営の安定を



長野県農業共済組合  
(NOSAI 長野)

備えの種をまこう。



## 制度の概要

果樹共済は、農業災害対策の柱として農業災害補償法に基づき実施された農業共済制度です。農家の経営安定のために、農家と国が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害が発生したときに農業経営を守る相互扶助を基本としています。

## 果樹共済が変わりました

平成 30 年度より「農業災害補償法」が「農業保険法」に変わり、新たな N O S A I 制度がスタートしました。

農業者の減少・高齢化など時代の変化を踏まえ、農業者へのサービス向上及び効率的な事業執行により農業者の負担軽減を進めます。また、農業者ごとの収入全体を総合的にカバーする「収入保険」が令和元年から始まりました。

### ① 特定危険方式と樹園地方式が令和 3 年産までで廃止

特定の災害のみを対象とする特定危険方式と樹園地ごとに損害評価高を判定する樹園地方式が令和 3 年産までで廃止されます。

現在、この特定危険方式や樹園地方式にご加入されている方は、すべての災害を対象とする半相殺総合方式への移行、または収入保険への加入をお願いします。（注）収入保険は青色申告実施者を対象とします。

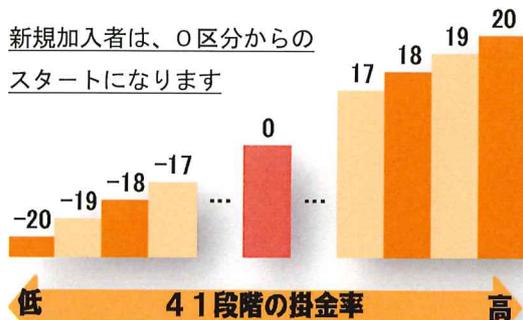
### ② 掛金は危険段階別の掛金率を適用

共済掛金率はすべての樹種・類区分・加入方式において、過去の共済金支払状況に応じて危険段階別に適用し、事故軽減のインセンティブとします。

これにより、共済金の支払いが少ない組合員は安い掛金でご加入できます。

組合員ごとの危険段階の区分は、直近 20 年間の加重平均損害率により、毎年判定します。 ※損害率＝共済金／共済掛金

新規加入者は、0 区分からのスタートになります



左図のとおり、危険段階の区分数は危険段階区分「0」を中心に上下 20 区分ずつ（-20 から 20 まで）の 41 段階に区分されています。

区分の数字が小さいほど掛金率が低く、大きいほど高くなります。

自動車保険と同様に、共済金支払いがあれば翌年の掛金率が上がり、支払いがなければ段階的に下がります。

## 収入保険が始まりました

収入保険は、農業者ごとの収入全体を総合的にカバーする保険です。

青色申告の内容をベースに収入金額の減少が補償の対象となるため、果樹共済に比べ加入者ごとの経営状況に沿った保険となります。

# 果樹共済の特徴

- ① 自然災害による果実の減収を補償する唯一の保険制度です。
- ② 加入方式により地域の状況や生産者の経営方針に沿った加入が可能です。

特定危険・樹園地方式が  
廃止されます  
**令和3年までに早め  
に総合方式へ移行を  
お願いします**

## <加入方式とその内容>

加入方式の種類		補償期間	対象となる共済事故	支払開始割合	補償限度割合	現在の引受樹種	実施方式	
半相殺方式	減収総合方式	一般方式	花芽の形成期～収穫期	自然災害（地震・噴火を含む）、病虫害、鳥獣害、火災による果実の減収	3割 (4割・5割)を超える損害	7割 6割 5割のうちから選択	ぶどう	○
		短縮方式	発芽期～収穫期				りんご ぶどう なも か	○
	特定危険方式	暴風雨方式	発芽期～収穫期	暴風雨による果実の減収（最大風速13.9m/s以上、又は最大瞬間風速20m/s以上）のみ	2割を超える損害	8割	りんご ぶどう なも	×
2セット方式（暴風雨+ひょう害）	暴風雨、降ひょうによる果実の減収のみ	令和3年産まで廃止						
3セット方式（暴風雨+ひょう害+凍霜害）	暴風雨、降ひょう、又は凍傷もしくは降霜による果実の減収のみ							
樹園地方式	減収総合方式	一般方式	花芽の形成期～収穫期	自然災害（地震・噴火を含む）、病虫害、鳥獣害、火災による果実の減収	4割を超える損害	6割	-	×
		短縮方式	発芽期～収穫期				りんご ぶどう なも	令和3年産まで廃止
	特定危険方式	暴風雨方式	発芽期～収穫期	暴風雨による果実の減収（最大風速13.9m/s以上、又は最大瞬間風速20m/s以上）のみ	3割を超える損害	7割	りんご ぶどう なも	×
2セット方式（暴風雨+ひょう害）	暴風雨、降ひょうによる果実の減収のみ	令和3年産まで廃止						
3セット方式（暴風雨+ひょう害+凍霜害）	暴風雨、降ひょう、又は凍傷もしくは降霜による果実の減収のみ							
災害収入共済方式		花芽の形成期～収穫期	自然災害等による果実の減収及び品質の低下を伴う生産金額の減少	2割 (3割・4割)を超える損害	8割 7割 6割のうちから選択	ぶどう も すもも	○	
全相殺方式	減収方式	花芽の形成期～収穫期	自然災害（地震・噴火を含む）、病虫害、鳥獣害、火災による果実の減収	2割 (3割・4割)を超える損害	7割 6割 5割のうちから選択	-	△	
	品質方式		自然災害（地震・噴火を含む）、病虫害、鳥獣害、火災による果実の減収及び品質の低下			-	△	
地域インデックス方式		花芽の形成期～収穫期	自然災害（地震・噴火を含む）、病虫害、鳥獣害、火災による果実の減収	1割 (2割・3割)を超える損害	9割 8割 7割のうちから選択	-	△	

※半相殺方式は、農家単位で被害樹園地の減収分のみにより損害を把握する方式

※樹園地方式は、被害樹園地ごとに損害を把握する方式

※災害収入共済方式は、JA等の出荷資料又は青色申告書等から収穫量及び生産金額を把握する方式

※全相殺方式は、JA等の出荷資料又は青色申告書等から農家単位で減収分と増収分とを相殺して損害を把握する方式

※地域インデックス方式は、農家単位で樹種ごとの県統計単収と比較して損害を把握する方式

※補償期間が「花芽の形成期～」とある加入方式は、翌年産を加入していただきます

※支払開始割合は、( )内の割合からも選択できます

○…今後も実施する方式

△…多数農家の希望があれば実施する方式

(現在は実施無し)

×…令和3年産まで実施

- ③農家の掛金負担を軽減するため、国が共済掛金の半額を負担しています。  
また、市町村からも掛金に対して下記のとおり補助していただいています。

～市町村の果樹共済掛金補助実施状況一覧表～

センター名	市町村名	令和元年度助成内容
東信	立科町 東御市	(農家負担掛金+賦課金総額)の25%
	上田市 長和町 青木村 千曲市 坂城町	農家負担掛金の25%
	小諸市 佐久市 佐久穂町	農家負担掛金の20%
	10	
南信	松川町 豊丘村	農家負担掛金の30%
	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 伊那市 駒ヶ根市 辰野町	農家負担掛金の20%
	箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 飯田市 高森町	
	阿南町 阿智村 下條村 売木村 泰阜村 喬木村	
22		
中信	塩尻市	(農家負担掛金+賦課金総額)の50%
	朝日村	(農家負担掛金+賦課金総額)の45.8%
	安曇野市	(農家負担掛金+賦課金総額)の33.3%
	麻績村 山形村 筑北村 大町市 池田町 松川村	(農家負担掛金+賦課金総額)の30%
	松本市 生坂村	(農家負担掛金+賦課金総額)の20%
	11	
北信	小布施町	農家負担掛金の50%
	小川村	農家負担掛金の30%
	高山村	農家負担掛金の20%(認定農業者には+8%)
	長野市 須坂市 飯綱町 中野市	農家負担掛金の20%
	山ノ内町	(農家負担掛金+賦課金総額)の15%
	8	
県計	県下77市町村の中で果樹栽培のある51市町村で補助	

- ④りんご、ぶどう、なし、もも、かきについて、特定の防災施設(防霜ファン等)が設置されている園地については、共済掛金率の割引(防災施設割引)を受けることができます。

(割引率)

樹種名	防災施設名	特定危険方式 以外の方式	特定危険方式		
			暴風雨	2セット	3セット
りんご	防風ネット	5%	40%	25%	20%
	防霜ファン	5%			20%
ぶどう	防風ネット	5%	40%	25%	20%
	雨よけハウス	30%			
なし	防風ネット	5%	40%	20%	20%
	防霜ファン	5%			20%
もも	防風ネット	5%	40%	20%	20%
	防霜ファン	5%			20%
かき	防風ネット	5%	40%	20%	20%
	防霜ファン	5%			20%

※このほか、樹種により多目的ネットや防鳥ネットなど、割引の対象となる防災施設もあります。

# 激甚化する自然災害

近年は台風による強風、豪雨、河川の氾濫、決壊と甚大な被害をはじめ、猛暑による日焼け、大凍霜害、降ひょう等の災害が発生し、特に、**台風の強力化、異常高温、集中豪雨、降ひょう**と脅威にさらされています。

ところで **備えは大丈夫ですか？**

## あらゆる災害に備えて

半相殺総合短縮方式への加入を

特定危険方式及び樹園地方式が令和3年産までで廃止となります

### ☆果樹共済の安心メリット

#### ① 掛金の半額を国が負担しています

国の災害対策として運営されている公的保険制度です

#### ② 国と保険契約を結んでいます

大災害時は国から保険金が交付されますので補償は万全です

#### ③ 農家負担掛金の一部を市町村が補助しています

基幹作物である果樹の振興、災害対策として、市町村からも掛金の一部を補助します

#### ④ NOSA | 長野から助成があります

防災施設のある園地の掛金は割引があり、損害防止事業として薬剤が配布されます

#### ⑤ 過去の被害に応じて農家ごとの掛金率が適用となります

危険段階区分を設定し、過去に被害の少ない農家は掛金率が低く抑えられています

#### ⑥ 税金申告の際に掛金が全額必要経費として控除されます

果樹共済の掛金は全額必要経費として控除することができます

# 万が一の災害に備えて それぞれの方式ごとの補償内容等は!? 「りんご編」

主な項目	令和3年産までで廃止される方式				
	半相殺方式		樹園地方式		
	特定危険方式		減収総合方式	特定危険方式	
	暴風雨	暴風雨・ひょう害・凍霜害	短縮	暴風雨	暴風雨・ひょう害・凍霜害
加入単位	加入者ごと		園地ごと		
面積加入資格	類区分ごと5a以上		類区分ごと5a以上	類区分ごと5a以上	
方式の加入要件	樹種ごと20a以上 かつ5年以上の栽培経験がある		—	樹種ごと20a以上 かつ5年以上の栽培経験がある	
対象となる共済事故	暴風雨による 果実の減少	暴風雨、ひょう害、 凍傷もしくは降霜 による果実の減少	自然災害等 注1	暴風雨による 果実の減少	暴風雨、ひょう害、 凍傷もしくは降霜 による果実の減少
水害(豪雨による土砂崩れ)	×	×	●	×	×
保管中	×	×	×	×	×
獣害	×	×	●	×	×
日焼け	×	×	●	×	×
病害虫	×	×	●	×	×
台風・爆弾低気圧 注2	●	●	●	●	●
降ひょう	×	●	●	×	●
凍霜害	×	●	●	×	●
地震・土砂崩れ	×	×	●	×	×
冬期間の事故(雪害等)	×	×	×	×	×
<b>最高補償割合 注3</b>	加入者・類区分ごと 8 割		園地・類区分ごと 6 割	園地・類区分ごと 7 割	
10a当たり <b>最高補償収量</b> (例 標準収量3,000kgの場合)	2,400 kg		1,800 kg	2,100 kg	
10a当たり <b>最高補償金額 注5</b>	ふじの場合 518,000 円		ふじの場合 388,000 円	ふじの場合 453,000 円	
最高補償割合での <b>掛金等 注6</b>	7,174 円 9,246 円(賦課金含む)	13,372 円 15,444 円(賦課金含む)	10,515 円 12,067 円(賦課金含む)	4,394 円 6,206 円(賦課金含む)	8,403 円 10,215 円(賦課金含む)
<b>市町村掛金割引</b> (市町村により割引率が異なります)	●	●	●	●	●
上記掛金等以下での選択が可能か 注7	×	×	×	×	×
当年産の <b>共済金支払時期</b> (通常の時期) 注8	翌年の2月上旬		翌年の2月上旬	翌年の2月上旬	

注1 対象となる災害は、風水害・干害・ひょう害・冷害・凍霜害・地震害・雷害・噴火の害・地すべりの害・その他気象上の原因による災害、火災・病害・虫害・鳥害・獣害等による減収をいいます。

注2 特定危険方式の暴風雨は、最大風速13.9メートル毎秒以上の暴風雨又は、最大瞬間風速20.0メートル毎秒以上の暴風雨に限る。

注3 方式の最高補償割合で、この他にそれぞれの方式で補償割合の選択で補償内容が選べられます。

注4 補償割合を9割にすることも可能です。この場合は、10a当たりの最高補償収量2,700kg・最高補償金額524,880円となり、追加分の掛金が積立金として14,580円と賦課金128円が発生します。

注5 標準収量×方式ごと最高補償割合×kg/1a当たり県指示単価216円(ふじ)の場合です。

注6 掛金算出に用いられる掛金率は、加入者ごとに過去の共済金の受け取り状況により、41段階の区分で設定されています。

注7 方式等ごとの最高補償割合または付保割合を選択することにより掛金を抑えることもできます。

注8 法人の場合は、事業決算月の関係で異なりますので、NOSA Iへお問い合わせしてください。

注9 保険期間中に災害や品質低下等により補てん金の受け取りが見込まれる場合は、事故発生通知を提出し無利子のつなぎ融資を受けることもできます。

## 引き続き加入できる方式

収入保険	半相殺方式		全相殺減収方式	災害収入共済方式		地域 インデックス 方式
	減収総合方式			青色申告者	青色申告者	
	一般	短縮				
加入者ごと	加入者ごと					
無 (青色申告者)	類区分ごと5a以上		樹種ごと5a以上		樹種ごと5a以上	
過去1年間以上 青色申告をしている者	—	—	概ね全量JA等に 出荷し収穫量が過 去5年間得られ当 年産も同様の場合 青色申告書で収穫量 が明らかになる場合		概ね全量JA等に 出荷し収穫量及び 生産金額が過去5 年間得られ当年産 も同様の場合 青色申告書で収穫量 と生産金額が明らか になる場合	
<b>販売収入減少</b>	自然災害等 注1		自然災害等 注1		自然災害等 注1 +品質低下も反映	
●	●	●	●	●	●	●
●	×	×	×	×	×	×
●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●
●	●	×	●	●	●	●
加入者ごと8割 注4 (基準収入に対して)	加入者・類区分ごと 7割	加入者・類区分ごと 7割	加入者ごと8割		加入者ごと8割	
2,400 kg 注4 (収量ベースでみた場合)	2,100 kg		2,400 kg		2,400 kg (品質も含む)	
466,560円 注4	ふじの場合 453,000円		ふじの場合 518,000円		ふじの場合 518,000円	
5,039円 10,556円(賦課金含む) 注4	19,751円 21,563円(賦課金含む)	17,395円 19,207円(賦課金含む)	23,232円 25,304円(賦課金含む)		18,389円 20,461円(賦課金含む)	
×	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●
確定申告終了後 注9 (経営体が個人の場合)	翌年の2月上旬		翌年の7月頃	翌年の7月頃 (経営体が個人の場合)	翌年の7月頃	翌年の7月頃 (経営体が個人の場合)

「ぶどう」「なし」「もも」も同様に左表の加入方式は令和3年産までで廃止されますので、移行をお願いします



## 情報提供

2019年の  
平均気温

日本 統計開始以降 **1位の高温** (2016年を上回る)  
(2020. 1. 6気象庁発表)

世界 観測史上 **2位の高温** (2016年に次ぐ)  
(2020. 1. 15世界気象機関発表)

**地球温暖化が主な要因か!?**

地球温暖化によって台風の移動速度が遅くなる

令和2年1月8日  
気象研究所  
(一財)気象業務支援センター

気象庁気象研究所などの研究グループは、多数の数値シミュレーションの結果を用いて、地球温暖化に伴う、台風（熱帯低気圧）の移動速度の将来変化を評価しました。その結果、現時点を超える政策的な緩和策を講じない場合、今世紀末には、日本の位置する中緯度を通過する台風（熱帯低気圧）の移動速度が約10%遅くなることがわかりました。

このことは、地球温暖化が進むと、台風が日本付近に接近した際に、その影響を受ける時間が長くなることを意味しています。

本研究成果は、2020年1月8日付けで国際的科学誌「Nature Communications」に掲載されました。

**温暖化が進む**

**台風の速度が遅い**

**大型化  
長引く暴風雨**

農業は気象の影響を受けやすいため、災害の影響をいかに軽減させるかがポイントになります。

参考までに、気象庁ホームページの「農業気象ポータルサイト」を利用し、気象情報の入手方法、情報発表の時期、災害の発生しやすい条件、情報の流れなどを活用し、自ら事前に災害への対策などを実施する必要があります。

しかし、近年局地的な予期せぬ災害が多数発生しています。そんな時こそ保険で備えをしましょう。

**農業保険に加入し安心経営を!!**

## 加入できるのは

果樹の種類「りんご、ぶどう、なし、もも、かき、すもも」の類ごと（災害収入共済方式及び地域インデックス方式は種類ごと）に5a以上栽培している農家です。ただし、特定危険方式は樹種ごとに20a以上、かつ5年以上の栽培経験がある農家です。

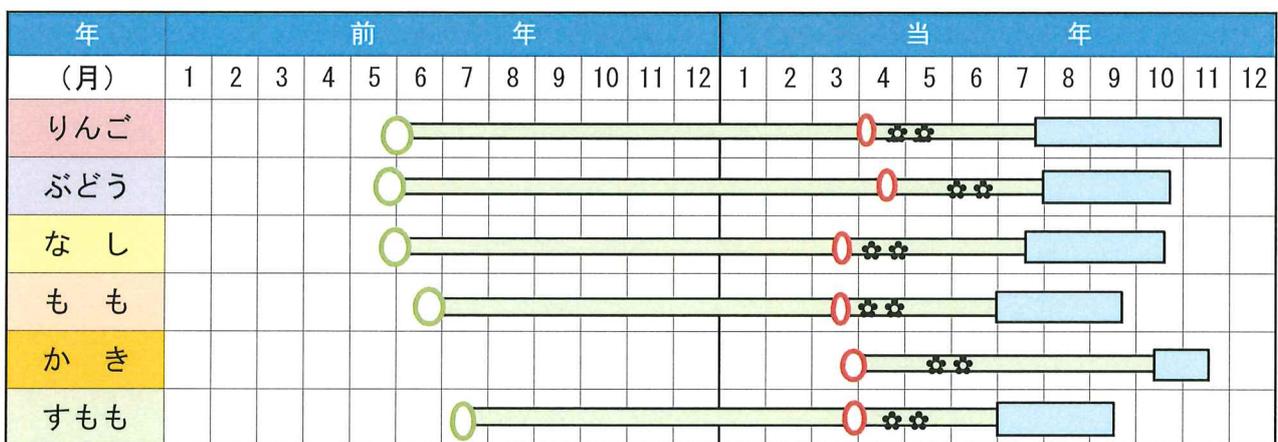
### 〈加入できる主な品目〉

樹種	類区分	主 な 品 種
りんご	1類	つがる、さんさ、シナノレッド、夏明、芳明、祝、あかね
	2類	シナノスイート、秋映、シナノゴールド、シナノドルチェ、陽光、千秋、紅玉
	3類	ふじ、王林、ぐんま名月、あいかの香り、シナノホッペ
ぶどう	1類	デラウェア、ヒムロッド
	2類	キャンベルアーリー、ポートランド
	3類	シャインマスカット、ナガノパープル、巨峰、ピオーネ、メルロー、シャルドネ
なし	1類	幸水、新水、サザンスイート、オーロラ
	2類	豊水、二十世紀（サンセーキ）
	3類	南水、あきづき、ラ・フランス、ル・レクチェ
もも	1類	生食用早生の品種（7月末までに収穫する品種）
	2類	生食用中生の品種及び晩生の品種
かき	2類	市田柿、平核無
すもも		大石早生、貴陽、太陽、秋姫、ソルダム、サンプルーン

## 共済責任期間は

半相殺減収総合一般方式、全相殺方式、災害収入共済方式及び地域インデックス方式においては、花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫に至るまでの期間

半相殺及び樹園地方式の減収総合短縮方式及び特定危険方式においては、発芽期から当該発芽に係る果実の収穫に至るまでの期間



○…花芽の形成期

○…発芽期

✿ ✿…開花期

■…収穫期

## 共済金額・農家負担共済掛金・共済金支払いの算出例

加入方式：半相殺減収総合方式 品種・見込収穫量：ふじ3,000kg 1kgあたり価格216円  
補償限度割合：70% 付保割合：70%で加入し、損害割合：50%だった場合

### 共済金額（最高補償金額）は

【共済金額＝標準収穫量×1kgあたり価格×付保割合】

※標準収穫量(平年単収)は、品種・樹齢・栽培形態ごとに定められています。

※1kgあたり価格は、過去一定年間における平均価格を基に毎年国から示されます。

※付保割合は、最低付保割合40%から農家を選択した補償限度割合までの範囲内で農家を選択できます。

(計算例)  $3,000\text{kg} \times 216\text{円} \times 70\% = 453,000\text{円}$  (千円未満切り捨て)

### 共済掛金（農家負担共済掛金）は

【農家負担共済掛金＝共済金額×共済掛金率〔県平均7.68%〕－国の負担額（国が50%負担）】

(計算例)  $453,000\text{円} \times 7.68\% = 34,790\text{円} - (34,790\text{円} \times 50\%) = 17,395\text{円}$

### 共済金の支払いは

【共済金額×支払割合】

共済目的の種類・類区分ごとに、損害割合が選択した支払限度割合を超えた場合に、損害割合に応じた支払割合を共済金額に乗じて算出される金額が、共済金として支払われます。

(計算例)  $453,000\text{円} \times 29\% = 131,370\text{円}$  (下表参照)

#### 〈損害割合に応じた共済金の支払割合〉

損害割合(%)	11	21	31	41	50	60	70	80	90	100
加入方式	支払割合(%)									
樹園地減収総合方式	—	—	—	1	17	33	50	67	83	100
半相殺減収総合方式	—	—	1	14	29	43	57	71	86	100
樹園地特定危険方式	—	1	13	25	38	50	63	75	88	100
半相殺特定危険方式	—	1	13	25	38	50	63	75	88	100
地域インデックス方式	1	12	23	34	44	56	67	78	89	100

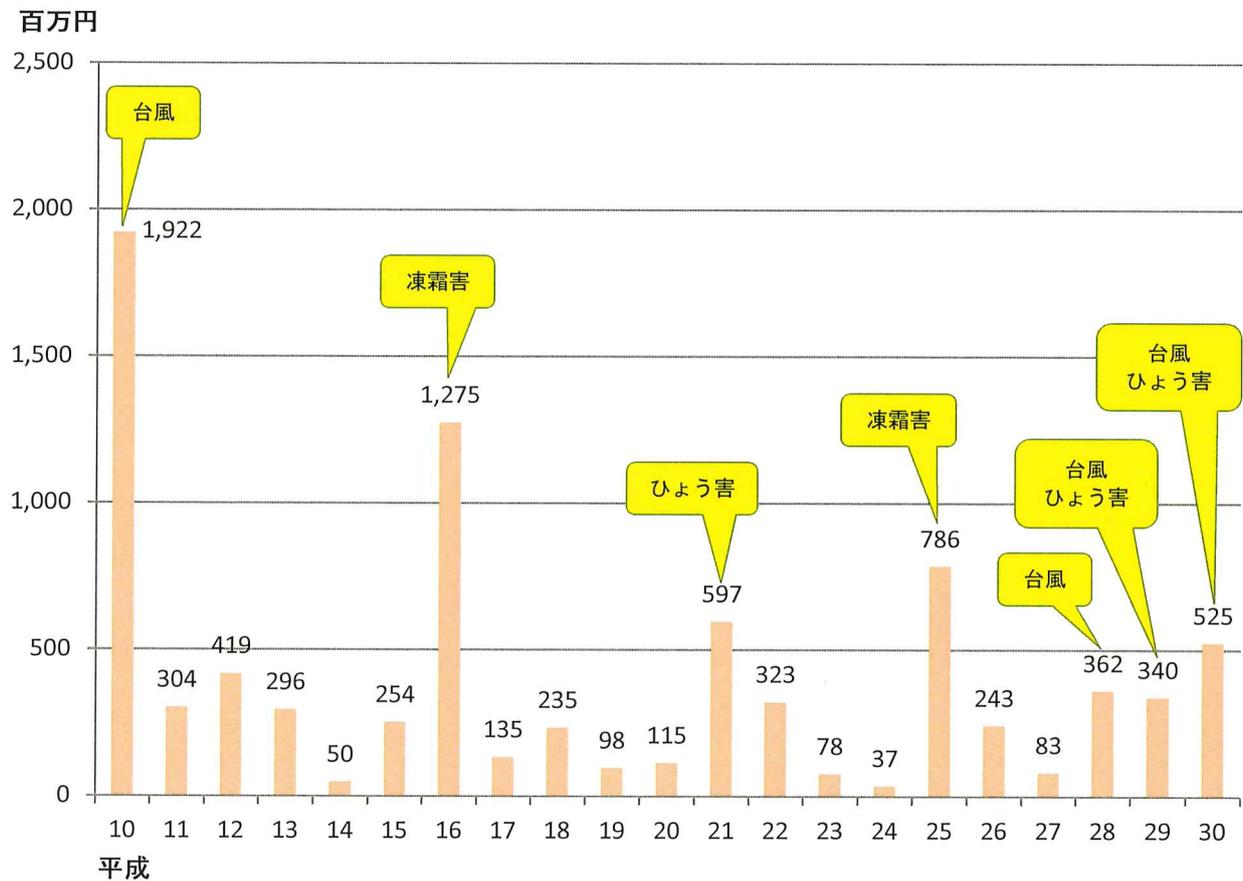
※加入方式・補償限度割合等については、各地域センター・支所にご相談ください。

## 〈被害ランキング〉

	台風（風害）	億円	凍霜害	億円	ひょう害	億円
第1位	昭和57年 台風10号	159	平成元年	40	平成12年	39
第2位	平成10年 台風7号	123	昭和62年	37	昭和57年	29
第3位	平成3年 台風19号	70	平成25年	33	平成6年	29

長野県農作物等災害対策指針より

## 〈果樹共済金支払いの推移〉



## お支払いできない被害

肥培管理や病虫害防除が不適切な場合や、共済事故以外の減収がある場合は、支払われる共済金が減額されることがあります。

また、共済責任期間外の被害は対象になりません。

# NOSA I 長野

## 長野県農業共済組合（NOSA I 長野）

---

●東信地域センター	0267-58-2580	●南信地域センター	0265-73-2195
南佐久支所	0267-96-2131	諏訪支所	0266-73-3211
上小支所	0268-35-3333	上伊那支所	0265-73-2221
更埴支所	026-214-3258	下伊那支所	0265-23-7600
●中信地域センター	0263-40-2500	●北信地域センター	026-219-2890
木曾支所	0264-24-2367	●本所	026-217-5800
松塩筑支所	0263-40-2503	長野市大字中御所字岡田79-5	
安曇野支所	0263-72-5192		
北アルプス支所	0261-22-8488		

---

※令和2年4月から次のとおり組織再編がされますので、ご確認ください。

- ・東信地域センターが「佐久支所」となり、南佐久支所が統合されます。
- ・更埴支所が「更埴出張所」となります。
- ・南信及び中信地域センターが廃止となります。
- ・北信地域センターが「北信支所」となります。

(2020.2 作成)